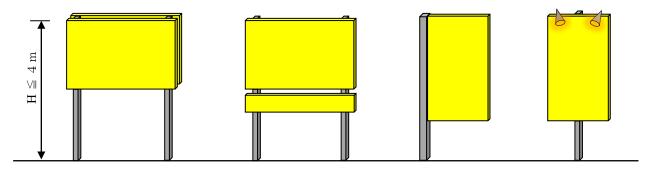
自立広告板・広告塔等の区分けについて

■広告物の定義

○自立広告板:表示板(2面以内)と支柱(2本以内)で簡易に構成された、土地等に定着した自立 広告物で、次の全ての条件に適合するもの。

- ① 広告表示面が単独の板状で1面又は2面で構成されたもの。
- ② 支柱が1本又は2本で構成されたもの。
- ③ 高さ4m以内のもの。
- ④ 照明その他装飾を有しないもの。(外照式の照明は除く。)
- ○自立広告塔:土地等に定着した自立広告物で、自立広告板以外のもの。
- ○置き看板:自立広告物のうち、土地等に定着していないもの

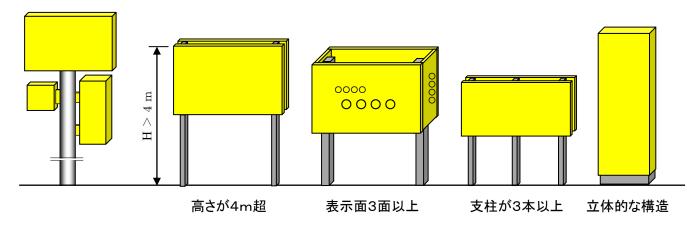
【自立広告板】



高さ4m以内、表示板2面以内、支柱2本以内

外照式照明のみ

【自立広告塔】



【置き看板】

